

電気設備工事特記仕様書

平成 25 年 9 月 1 日 改 正

目 次

第 1 章 総 則	-----	3
1 - 1 適用範囲	-----	3
1 - 2 設計に関する疑義、その他	-----	3
1 - 3 着手関係書類	-----	3
1 - 4 官公庁手続き	-----	3
1 - 5 地元住民への配慮	-----	3
1 - 6 工事保証	-----	3
1 - 7 工事の変更	-----	3
1 - 8 現場代理人及び作業員	-----	3
1 - 9 施工計画書	-----	3
1 - 10 東電申し込み	-----	4
1 - 11 施 工 図	-----	4
1 - 12 承 諾 図	-----	4
1 - 13 塩害対策等	-----	4
1 - 14 解体材料等	-----	4
1 - 15 工 事 写 真	-----	4
1 - 16 しゅん功書類	-----	5
第 2 章 工事現場の管理	-----	5
2 - 1 工事現場の管理	-----	5
2 - 2 施工の管理	-----	6
2 - 3 既設物件に対する措置	-----	7

第3章 施 工 一 般	7
3- 1 工 事 の 要 旨	7
3- 2 床 掘 り	7
3- 3 埋 戻 し	7
3- 4 建 柱	8
3- 5 基礎の形状変更	8
3- 6 器 具 取 付	8
3- 7 灯 柱 番 号 標	8
3- 8 埋設電線管の布設	8
3- 9 接 続	8
3- 10 端 末 処 理	8
3- 11 照 度 測 定	8
3- 12 残土及び廃棄物の処理	8
3- 13 跡 か た づ け	8
第4章 検 査 基 準	9
4- 1 機 材 の 検 査	9
4- 2 随 時 検 査	9
4- 3 請負人の施工検査	9
4- 4 しゅん功検査及び引渡し	9
第5章 機器及び材料	9
5- 1 機 材 の 規 格	9
5- 2 使用機材の変更	10
5- 3 使用材料承諾願	10
5- 4 構 造	10

第1章 総 則

1-1 適用範囲

本工事は、横浜市契約規則に定めのあるもののほかは、仕様書及び図面により施工するものとする。

1-2 設計に関する疑義その他

- 1 設計図書（設計図、設計書、仕様書、道路構造物標準図集等）に不明又は、疑義を生じた場合は、直ちに監督員の指示に従い、設計の意図を正しく把握し、施工すること。
- 2 設計図書に明記されない事項でも技術上、施工上もしくは保安上欠くことのできないものは異議なく施工すること。

1-3 着手関係書類

工事請負契約約款に基づいて提出すること。

1-4 官公庁手続

- 1 工事に必要な関係官公庁ならびに電力会社等への届出書類は、すべて請負人が作成し遅滞なく手続をすること。またこれに要する費用は請負人の負担とする。
- 2 請負人は、工事期間中、関係官公庁その他の機関と緊密なる連絡及び十分な協力を保たなければならない。

1-5 地元住民への配慮

- 1 請負人は、工事の施工に先だって監督員と協議のうえ、地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事の円滑な進行を図らなければならない。
- 2 請負人は、工事に関し地元住民から要望等があったとき又は交渉を要するときは、速やかに監督員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について記録し、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

1-6 工事保証

請負人は、本設備引渡し後1年以内に材料、機器又は施工法に起因する欠陥が生じたときは、直ちに無償で修復するものとする。

1-7 工事の変更

工事の変更（使用材料の仕様及び施工方法等）は、すべて監督員指示書による。

1-8 現場代理人及び作業員

- 1 現場代理人は、作業員を指揮監督し、作業の進捗よくを計るとともに、工事全般の管理を行うものとする。
- 2 本工事に従事させる現場代理人及び作業員は、工事経験が十分にあり、それぞれの工種に適合した資格を持つ技術者をあてるものとする。

1-9 施工計画書

- 1 請負人は、あらかじめ工事实施に必要な施工計画書を監督員に提出しなければならない。この場合、次の事項について記載するものとする。
ただし、軽微な工事については（2）を除き省略することができる。
 - （1） 工事概要
 - （2） 実施工程表

- (3) 現場組織表
- (4) 主要機械・船舶
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法
- (7) 施工管理
- (8) 緊急時の体制
- (9) 交通管理
- (10) 安全管理
- (11) 仮設計画
- (12) 環境対策
- (13) その他

- 2 施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更に関連するものについて、変更計画書を監督員に提出しなければならない
- 3 監督員が特に指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1 - 10 東 電 申 込

東京電力(株)への「電気使用申込書」は、監督員の承認を受けてから提出すること。

1 - 11 施 工 図

工事に必要な施工図は、施工に先だち遅滞なく作成し、監督員に提出しその承諾をうること。

1 - 12 承 諾 図

機器類の製作にあたっては、請負人が照合、検討済みの製作承諾図又は、見本を監督員に提出し承諾されたものでなければ、製作に着手してはならない。

1 - 13 塩 害 対 策 等

屋外に設置する機器類及び原材料は塩害等に特に留意し、ボルト・ビス類等は原則としてステンレス等を使用すること。

1 - 14 解 体 材 料 等

工事の施工に当って、解体材料等のあるときは、解体材料等引き渡し書とともに、監督員の指示に従い引渡し処理を行うこと。

1 - 15 工 事 写 真

1 請負人は次の記録写真を撮影し監督員に提出すること。これらの費用は請負人の負担とする。

- (1) 工事の施工状況(施工前、完成後も含む。)
- (2) 工事完成後では検査、確認が不可能または困難である箇所すべてについて撮影すること。
- (3) 監督員が特に指示した箇所。

2 撮影に当っては、工事名、撮影箇所及び撮影年月日を明記した文字板を入れ、又、被写体の寸法が明確に判定できるよう、スケール、ポール、箱尺及び基準点等を入れて、撮影すること。

- 紙で提出する場合、記録写真は、アルバムに工事の施工順序に従って貼りつけ、各プリントごとに説明を記入すること。なお、構造物については写真の横に構造図を貼りつけること。電子納品においては、「道路局電子納品マニュアル」に基づき指定フォルダに入れること。

1 - 16 しゅん功書類

請負人は、工事しゅん功にあたっては、次の書類に目次をつけて監督員に提出すること。

- 1 監督員指示書
- 2 出来形図及び出来形計算書
- 3 東京電力（株）需要家電気設計図の写し
- 4 しゅん功図（別途指示）及び完成図
- 5 官公庁との確認書または確定証等
- 6 工事月報
- 7 工事進ちょく状況表
- 8 使用材料承諾書及び図面
- 9 各種配合計画書
- 10 各種伝票（写）
- 11 品質証明書、試験表
- 12 日常管理報告書
- 13 設計図書に指定された工事材料検査申請書
- 14 出来形品質管理図表
- 15 出来形品質管理表
- 16 工事写真
- 17 管理位置図
- 18 発生土、廃材関係の処理
- 19 工事台帳

第2章 工事現場の管理

2 - 1 工事現場の管理

- 1 請負人は、労働基準法に基づき諸規定を遵守し、かつ土木工事安全 施工技術指針（国土交通省）を参考にし、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- 2 請負人は、火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用して施工する場合には、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
- 3 請負人は、工事施工中監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすような施工をしてはならない。歩行者が安全に通行しうるために巾0.75m以上、特に歩行者の多い箇所には1.5m以上の歩道を確保し、歩行に危険のない様にする。

- 4 請負人は、市街地における工事については、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）をはじめとする関係法令の定めるところに従い、公害の防止には十分なる対策を講じ、特に建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（国土交通省）を参考にして工事に伴う騒音振動の発生をできる限り防止するなど、生活環境の保全に努めなければならない。
- 5 請負人は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 請負人は、工事現場周辺において、一般公衆の見やすい場所に標示板、協力依頼板等を設置しなければならない。その記載事項、大きさ等は、道路工事現場における保安施設の設置基準（横浜市）を準用するものとし、工事の規模により適宜定めるものとする。
- 7 請負人は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは直ちに応急措置を行うとともに、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。
- 8 請負人は、豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- 9 請負人は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。
- 10 請負人は、工事現場及び材料置場等においては、常に整理整頓を行い、周辺に迷惑の及ぶことのないようにしなければならない。

2-2 施 工 管 理

- 1 請負人は、別に定める施工管理基準等により工程、出来形、品質の管理を行い、その記録及び工事写真を整備し、監督員に提出しなければならない。
 - (1) 品質管理
 - ア 工事着手に先立ち、管理基準及び規格値をもとに施工管理計画を定める。
 - イ 試験・測定は、工事の施工と並行して出来るだけ早い時期に行い、管理の目的が達せられるようにしなければならない。
 - ウ 試験（測定）結果が目標値と著しく異なるとき、バラツキが大きいとき、又は、「+」「-」のいずれかに偏るときは、直ちにその原因を調査の上、監督員に報告し作業基準（作業方法、施工機械等）を改める等の処置をとらなければならない。
 - (2) 出来形管理
 - ア 工種別に測定結果をまとめ出来形寸法表を作成する。
 - イ 出来形寸法表は、所定のもののほかは、設計図等を使用し、設計値と測定値が比較対照出来るように作成する。（測定値は朱書を原則とする。）
 - (3) 工程管理
 - ア 工事に必要な資材の調達、作業員、施工機械の能力等を考慮し、工事完成に

必要な手順を勘案の上、実施工程表を作成する。

イ 工事の施工中は、進捗よくに応じて当初計画と実績を比較しつつ、契約期限内に完成するよう必要な措置をとらなければならない。

(4) 写真による管理（品質・出来形・工程）

ア 工事着手に先立ち、各工種ごとに撮影目的に応じた撮影箇所、時期、位置及び監督員立合撮影箇所等について定めておく。

イ 写真は、品質、出来形、検収、工程、工事実施状況等を明らかにするものでなければならない。

ウ 特にしゅん功後、外部から明視困難なものについては、その状況（形状・寸法）を明らかにしておかなければならない。

2 道路上で工事を施行するときは、次の法規等を守らなければならない。

(1) 道路法

(2) 道路交通法

(3) 道路工事現場における保安施設の設置基準

(4) 道路工事及び占用工事の実施要領

2-3 既設物件に対する措置

1 請負人は、工事箇所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物を保護するために必要があるときは、監督員と協議のうえ、適切な措置を講じなければならない。この場合には、当該物件の管理者の立会いを求めなければならない。

2 工事に支障を生ずる物件は、監督員と協議のうえ処置すること。

3 工事において、埋蔵物、障害物等を発見したときは、すみやかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

第3章 施 工 一 般

3-1 工事の要旨

本工事は、本仕様書、土木工事共通仕様書（横浜市）特記仕様書、設計書、道路構造物標準図集及び添付図面に基づき電気設備に関する技術基準を定める省令、電気需給約款、内線規程、その他関係法規に従って施工すること。

3-2 床 掘 り

1 床掘りは、地質の軟硬、地形の状況により必要に応じ土止め工等の工法をもって、所定の深さに掘下げなければならない。

2 床掘り箇所の近くに崩壊又は破損のおそれがあるときは、特に注意し悪影響を及ぼさないように処置しなければならない。

3 床掘り最下部を掘取る場合は、床掘り最下面以下の土砂を攪乱しないようにすき取らなければならない。

3-3 埋 戻 し

1 埋戻しの材料は、工事の内容に適合したものを使用しなければならない。

2 埋戻し箇所は、埋戻し作業開始前に清掃し、各層ごとに十分に締固めなければならない。

また、構造物に被害を与えないよう、埋戻しに当ってはその順序及び締固めに注意しなければならない。

- 3 埋戻し箇所が水中の場合は、排水しなければならない。
やむを得ず水中埋戻しを行う場合は、監督員と協議しなければならない。

3 - 4 建 柱

基礎コンクリートの養生期間後基礎の周囲を埋戻しして柱を建てること。又、建柱に当っては水平、垂直及び高さに関しては注意すること。

3 - 5 基礎の形状変更

基礎の形状の変更については、資料を監督員に提出し承認を受けてから施工すること。

3 - 6 器 具 取 付

器具取付は、建柱後リフト車を使用し、すみやかに作業すること。

3 - 7 灯 柱 番 号 標

番号標貼り付けは、原則として道路構造物標準図集(横浜市道路局)の高さとし、取付けに際しては、事前に汚れなどを拭き取り、垂直に貼り付けること。名称番号については、監督員の指示に従う。

3 - 8 電 線 管 の 布 設

硬質ビニル電線管は、「ヨコハマシドウロキョクデンキ」の名称を入れたものを使用すること。電線管埋設位置は、指定された位置の歩道部分に土かぶり0.6m以上の深さにし、車道部分は土かぶり1.2m以上の深さに布設すること。配管する際には、パイプ内に土・ゴミなどが入らない様に注意して施工すること。

3 - 9 接 続

ケーブルの接続は原則として灯柱及び照明器具内で行うこと。

3 - 10 端 末 処 理

原則として末端処理材料を使用し、絶縁テープにて処理すること。

3 - 11 照 度 測 定

照明工事においては、工事完了直前には原則として監督員の指示する箇所を測定して報告すること。

3 - 12 残土及び廃棄物の処理

1 適 用

「建設副産物(建設発生土及び廃棄物)特記仕様書」による。

3 - 13 跡かたづけ

1 請負人は、工事完成の際には、工事現場内の残存物等を搬出、清掃し、跡かたづけをしなければならない。

第4章 検査基準

4-1 機材の検査

工事に使用する機器及び材料で特記仕様書又は、設計図書に指定されたものについては、工場立会検査を行ない、これに合格したものを使用しなければならない。なお、工場検査に先だち、主要材料検査申請書を提出すること。

4-2 随時検査

工事施工部分が、隠ぺいまたは埋設等により、しゅん功検査のときに検査できない場合、または監督員が必要と認めたときは、工事現場及び関係図書について、随時検査を行なう。

4-3 請負人の施工検査

請負人は、下記に該当する試験を実施し、その結果を監督員に文書をもって報告しなければならない。特に仕様書及び本市係員が指示した試験については、下記に掲げる試験以外であっても請負人の負担によってこれを行なわなければならない。

- (1) 絶縁抵抗試験
- (2) 接地抵抗試験
- (3) 耐圧試験（監督員立会い、高電圧施設のみ）
- (4) 動作試験（継電器試験も含む）

4-4 しゅん功検査及び引渡し

1 本工事のしゅん功は、下記の事項について、本市検査員の検査を受け、指示された箇所の手直しは、指定の期間内に完了し、本市に引渡すものとする。

- (1) 構造寸法外観検査
- (2) 絶縁抵抗試験
- (3) 接地抵抗試験
- (4) 動作試験
- (5) その他、監督員の指定した試験

2 本工事のしゅん功に際して官公庁、東京電力（株）等の検査があるときは、所定の検査に合格することを条件とする。

3 しゅん功検査当日、鍵、工具、その他予備品等がある場合は目録をそえて、監督員に引渡すこと。

第5章 機器及び材料

5-1 機材の規格

請負人は、工事に使用する機器及び材料については、特記ある場合のほか、日本工業規格（JIS）、電気学会規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）、日本照明工業会規格（JIL、JEL）、電線技術委員会標準規格（JCS）等に規定されているものは、これらの規定に合致したものでなければならない。

また、電気用品安全法の適用を受けるものは型式認可済みのものでなければ使用してはならない。

5 - 2 使用機材の変更

設計図書に指定されている材料・製品は、やむをえない事情によって変更を申し出る場合は、その理由並びに代替品について、指定品と比較して、品質性能が同等以上であることを明らかにし、監督員指示書を受けなければならない。

5 - 3 使用材料承諾願

請負人は、施工前に工事に使用する主要材料の製造業者名簿を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

5 - 4 構 造

特記以外は、原則として道路構造物標準図集及び建設電気技術協会道路照明器材仕様書に準ずる。